

令和5年9月7日

箱根町議会記者発表資料

9月6日（水）に開催された、箱根町議会9月定例会の4日目において、「箱根町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」が追加議案として上程され、『賛成多数』により可決されましたのでお知らせします。

1 内 容

議員定数が、現行の「14人」から2名を削減し、「12人」となり、令和7年9月に行われる箱根町議会議員選挙から施行することとなりました。

2 提案理由

別紙のとおり

照会先

箱根町議会事務局 担当 石川

電話0460-85-9570

E-mail gikai@town.hakone.kanagawa.jp

議案第 63 号 箱根町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由は、議会が議員定数を削減することにより、自ら行財政改革の範を示し、本町の実行財政改革の一層の促進を期するとともに、より効率的な議会運営を図るため、本条例案を提出するものであります。

現在の地方自治体を取り巻く状況は、急変する時代背景の中で行政課題も増加し、量や質、また、機能という部分からの改革が必要不可欠となっております。

そのような中、議会においても、より効率的な議会運営を図るために、議員自らが、資質や能力を高めることはもとより、改革に寄せる意識を高めていくことが必要であります。

そこで、議会が率先して、自主的な行財政改革を推進し、かつ、地方自治体の本旨と議会の機能を留意しつつ、民意を十分に反映し、議員定数を削減しようとするものであります。

なお、議員定数については、先に行われた「箱根町議会議員適正定数調査特別委員会」の委員長報告のとおり、現行の 14 人から 2 名を削減し、12 人にするというにし、令和 7 年 9 月に行われる箱根町議会議員選挙から施行するものであります。